

## 四日市市ふるさと納税支援業務 公募型プロポーザル審査要領

四日市市(以下、「本市」という。)はふるさと納税における寄附の増額を図るとともに、本市の魅力発信や地場製品の販路拡大など市内事業者等の活性化に寄与できるよう、ポータルサイトでの返礼品のPRや新規返礼品の開発、プロモーション等の取組を強化している。

ふるさと納税の取組のさらなる推進にあたり、民間事業者が有する専門的知見及び企画力等を活かすとともに、返礼品のPR(他の自治体の返礼品と差別化できるポータルサイトの写真や説明文の魅力化及び各種広告等のプロモーションの実施)、寄附受付、寄附者情報の管理、返礼品の出荷依頼・配送管理、返礼品提供事業者及び寄附者への対応について、円滑かつ効果的・効率的に進められるよう、ふるさと納税支援業務を委託するものである。

この要領は、本市が実施する本業務に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

### 1. 審査方法

審査は、プロポーザル申込者(以下「申込者」という。)からの提出書類(提案書、業務の取組方針、業務工程表、会社概要、参考見積書、業務実績書)について、評価基準に基づき審査する。

審査員は、提出書類に基づき、審査項目ごとに評価・採点を行う。

なお、申込者が1社のみであった場合においても、審査員において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

各審査員の採点した平均得点が200点満点換算で、133点に満たない事業者は契約候補者に選定しない。

### 2. 契約候補者の決定

(1)本市は、審査員の審査結果に基づき、第1順位の契約候補者を決定する。契約候補者との契約締結に当たっては、契約候補者と提案内容について詳細に協議及び契約内容の調整を行い、双方合意の上、契約を締結する。

(2)審査結果は、契約候補者が決定したのち、速やかに各申込者に対して、書面により通知するとともに本市ホームページにて公表する。

公表予定時期:令和6年2月12日(水)予定

※審査及び選定の内容に関する問い合わせには応じない。

(3)第1順位の契約候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点の者と契約の交渉を行う。